

島生企甲第2190号
島少対甲第215号
島生環甲第161号
島地甲第139号
平成31年4月22日

関係所属長殿

保存期間	5年
------	----

最終改正 令和3年10月27日

島根県警察本部長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく報告等の要求及び立入りに関する事務処理要領の制定について（例規通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第37条第1項の規定に基づく報告又は資料の提出の要求並びに同条第2項及び第3項の規定に基づく立入りについて、別添のとおり「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく報告等の要求及び立入りに関する事務処理要領」を定め、平成31年5月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく報告等の要求及び立入りに関する事務処理要領

1 趣旨

この要領は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく報告等の要求及び立入りに関する規程（平成31年島根県公安委員会規程第2号。以下「公委規程」という。）第5条の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第37条第1項の報告又は資料の提出の要求（以下「報告等の要求」という。）並びに同条第2項及び第3項の立入り（以下「立入り」という。）に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

2 報告等の要求の手続等

- (1) 報告等の要求は、必要が生じた事項につき原則1回とする。ただし、当該要求に基づく報告又は資料の提出が十分に履行されないときは、この限りでない。
- (2) 報告等の要求を行うときは、報告、資料提出要求書（様式第1号）を交付して行うものとする。
- (3) 資料の提出を受ける場合は、資料提出書（様式第2号）を徴するものとする。この場合において、返還を要する資料の提出を受けたときは、受領書（様式第3号）を交付すること。
- (4) 資料を提出者に返還したときは、処理結果を明らかにしておくため、請書（様式第4号）を徴すること。

3 立入職員の指定

- (1) 公委規程第4条第1項の規定による立入りをを行う職員（以下「立入職員」という。）は、次によるものとする。
 - ア 警察本部にあっては、生活安全部生活安全企画課の法の施行に関する事務を担当する職員
 - イ 警察署にあっては、法の施行に関する事務を担当する生活安全(刑事)課(係)の職員並びに地域課(係)、交番、警察署所在地及び駐在所に勤務する警察官で立入りをを行う必要があるもの
- (2) 所属長は、立入職員として適当と認める者について、立入職員の指定（身分証明書）の交付に関する上申書（様式第5号）により、生活安全部長に上申するものとする。

4 身分証明書の交付

公委規程第4条第2項の規定による身分証明書（以下「身分証明書」という。）の交付は、次によるものとする。

- (1) 生活安全部生活安全企画課長は、生活安全部長が立入職員に身分証明書を交付したときは、身分証明書交付台帳（様式第6号）を作成し、交付状況を明確にしておかなければならない。

- (2) 身分証明書に貼り付ける写真は、服装は、無帽、警察官にあつては制服（冬服又は合服）、警察官以外の職員にあつてはスーツとし、正面、上三分身及び無背景で撮影したものであつて、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- (3) 立入職員は、身分証明書を紛失することがないように、鍵の掛かる引き出し等に保管すること。

5 立入職員の指定の解除

- (1) 所属長は、立入職員に指定を解除すべき事由が生じたときは、立入職員の指定解除（身分証明書の返還）に関する上申書（様式第7号）により、速やかに生活安全部長に上申しなければならない。
- (2) (1)の上申を受けた生活安全部長は、その職員に係る指定を解除し、速やかに当該職員に身分証明書の返還を命じるものとする。
- (3) 生活安全部生活安全企画課長は、生活安全部長が(2)により身分証明書の返還を受けたときは、身分証明書交付台帳に返還日を記録するものとする。

6 立入り結果の報告

- (1) 立入職員は、立入りをしたときは、速やかに、書面によりその状況を所属長に報告しなければならない。
- (2) 所属長は、(1)の報告を受け、指導又は不利益処分等の必要があると認めるときは、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

7 教養等

- (1) 所属長は、立入職員に対し、平素から立入りの目的、立入りに関する諸規程等について教養の徹底を図るとともに、計画的な立入りの実施に配慮するものとする。
- (2) 立入職員は、立入りの補助として同行させる職員に対し、その都度必要な指示等を行い、紛議が生じないように努めること。

8 営業所等一覧表の整備

- (1) 生活安全部生活安全企画課長は、立入職員が効果的な立入りが実施できるよう次に掲げる営業所等一覧表の電磁的記録を作成し、警察署長へ送付するものとする。
 - ア 営業所等一覧表（風俗営業）（様式第8号）
 - イ 営業所等一覧表（店舗型性風俗特殊営業）（様式第9号）
 - ウ 営業所等一覧表（法第2条第7項第1号の営業）（様式第10号）
 - エ 営業所等一覧表（特定遊興飲食店営業）（様式第11号）
 - オ 営業所等一覧表（深夜における酒類提供飲食店営業）（様式第12号）
- (2) 警察署長は、立入職員が効果的な立入りが実施できるよう(1)の営業所等一覧表を活用した電磁的記録を整備するものとする。

なお、内容に変更が生じた場合は、その都度、更新するなど、随時、実態に即した立入りができるよう確実な整備に努めること。

様式 [略]